

平成 30 年 2 月 15 日

「新市場創造型標準化制度」を活用した標準化案件を決定しました

日本工業標準調査会は、事業者から提案のあった以下のテーマについて、「新市場創造型標準化制度」を活用して標準化を行うことを決定しました。今後、優れた技術や製品に関する標準化を進め、新たな市場の創出につながることを期待されます。

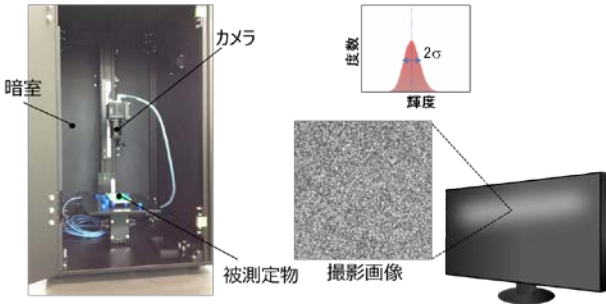
1. 概要

標準化は、技術や製品の信頼性や認知度の向上等に有効な方策であり、新しい技術による市場創出を効果的に進めるためには、戦略的な標準化が重要となっています。

経済産業省では、新市場の創造や産業競争力の強化につながる戦略的な標準化を推進するため、平成 26 年 5 月策定の「標準化官民戦略」に基づき、同年 7 月に、企業等が保有する優れた技術や製品について、従来の業界団体でのコンセンサス形成を経ずに、迅速な国内標準化(JIS 化)や国際標準(ISO/IEC)提案を可能にする「新市場創造型標準化制度」を創設しました。

今般、日本工業標準調査会(JISC)標準第二部会において、以下のテーマについて「新市場創造型標準化制度」の活用の対象とすることを決定しました。

■「新市場創造型標準化制度」の活用が決定したテーマ

○テーマ名： 防眩加工されたディスプレイのぎらつき評価方法に関する標準化	○提案者： 株式会社ダイセル【大阪府】
○テーマの概要： 防眩加工されたフィルムをディスプレイ前面に設置した際に発生する「ぎらつき」に関して、そのぎらつき度合いの評価方法を標準化。	
○標準化による効果： 本提案に基づく標準化によって、防眩フィルムのぎらつき性能を適正に評価することが可能となり、高性能フィルムの新たな市場形成、さらにはこれらの高性能フィルムを搭載したディスプレイが市場において競争力を高めることにつながる。	
 評価装置と評価方法(出所：(株)ダイセル)	

2. 今後のスケジュール

今後、(一財)日本規格協会が提案企業を含めた原案作成委員会を構成し、標準化の原案作成が行われます。原案作成後、JISC において審議され、国内標準(JIS)となります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

産業技術環境局 国際電気標準課長 森田

担当者:山岸、森

電 話:03-3501-1512(内線 3428~9)

03-3501-9287(直通)

03-3580-8631(FAX)